

令和7年度  
前橋市国際交流協会

# 定期総会議案書

日 時：令和7年5月17日（土）

午後2時から

場 所：前橋市中央公民館 501 学習室

# 令和7年度 前橋市国際交流協会定期総会

## 議 事

第1号議案	令和6年度事業報告 .....	P 1
第2号議案	令和6年度会計決算報告 .....	P 9
	令和6年度事業運営費積立金状況 .....	P 10
	会計監査報告 .....	P 11
第3号議案	令和7年度役員改選 (案) .....	P 12
第4号議案	令和7年度事業計画 (案) .....	P 13
第5号議案	令和7年度会計予算 (案) .....	P 16
第6号議案	会則の改正 (案) .....	P 18

## (参考資料)

前橋市国際交流協会会則 .....	P 20
-------------------	------

## 令和6年度事業報告

### 1 事業概要

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限に大きく影響されることもなく、事業展開についても概ね順調に推進することができました。事業実施につきましては新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ流行の影響を考慮しながら、会員の皆さまの安全を優先し取り組んでまいりました。

令和6年度の主な事業については、まずは、定期総会、理事評議員会を前年同様、一堂に会する形で開催することができました。

次に、昨年度から開催している「チャット&ウオーク」を今年度も6月に開催しました。外国人と日本人がグループとなり、「チャット」おしゃべりをしながら「ウオーク」散策をしようというもので市内の史跡、名所を巡りました。また、前橋ユネスコ協会とのコラボで「平和の鐘を鳴らそう」にも散策の途中で参加できました。

12月には、「国際交流イベント“ハワイを楽しもう”」を開催しました。ハワイをテーマにしたイベントで200名程の参加をいただきました。参加者にはステージでのパフォーマンスと会場内の各ブースで展開するそれぞれのハワイを楽しんでいただきました。このようなイベントを今後も開催していこうと考えています。

国際理解講座では、当協会の会員はもとより会員ではない一般市民の方にも参加していただき、参加者も以前に比べて多くなってきました。また、料理教室では、ベトナム料理教室を開催し、ベトナム人と日本人との交流もできました。

日本語教室の関係では、受講者がそれぞれ母国の文化を発表する「母文化交流会」を開催しました。また、「在住外国人と“やさしい日本語”でおしゃべりしよう！」を前橋市と共催で開催し、受講者には今年度作成した“やさしいにほんごバッジ”を配布しました。

姉妹都市等との交流では、10月にバーミングハム市の高校生15名が交換留学生として来橋しました。2泊3日と短い滞在ではありましたが、ホームステイ先のホストファミリーと交流が図れ、有意義な時間が過ごせたと感じています。メナーシャ市、オルビエートとの交流事業は具体的な交流には至りませんでした。

外国人相談窓口では、在住外国人の生活の多様化の影響で年々相談件数が増加しています。国・県・市の支援制度の周知や関連する情報の発信に努めるなど、在住外国人の安心・安全な生活の推進、市民との円滑な共生を支援しました。また、メールによる相談も引き続き取り組んでいることでもあります。

ウクライナ支援に関しましては、引き続き前橋市と共同でウクライナ避難民支援募金に取り組んでいます。皆様からいただいた支援金を市に寄附しウクライナ避難民支援の原資として活用してもらっています。

こうした中、前橋市内の在住外国人は、ベトナム、ネパール、フィリピン、中国、インドネシアをはじめ東南アジア諸国を中心に、3月末現在70か国10,587人という状況であります。

## 2 部会別の事業実績

主な協会事業（部会別）は、次のとおりです。

### 総務部会

#### (1) 会員の状況

##### ① 会員数状況（令和7年3月31日現在）

個人会員	496人	（前年度	472人）
法人会員	45法人	（前年度	46法人）
団体会員	13団体	（前年度	14団体）
合計	554会員	（前年度	532会員）

##### ② 会費の納入状況

個人会費	1,024,000円	（前年度	967,000円）
法人会費	700,000円	（前年度	710,000円）
団体会費	80,000円	（前年度	85,000円）
計	1,804,000円	（前年度	1,762,000円）

#### (2) 情報の発信

##### ① 会報の発行（年1回発行）

第65号＝8月30日発行（カラー印刷）

##### ② インターネットページの管理・情報提供

《3件のインターネットページ対応》

前橋市国際交流協会ホームページ

前橋市国際交流協会フェイスブックページ

前橋市多言語生活情報ホームページ

《管理・情報提供の内容更新》

前橋市国際交流協会ホームページ随時更新

前橋市国際交流協会ホームページ5言語版への対応

前橋市国際交流協会フェイスブックページの随時更新

イベント・教室の開催案内などを随時更新

イベント等の結果をレポートで掲載

##### ③ ネットワーク通信発行（年3回発行）

No.141＝4月26日発行

No.142＝8月30日発行

No.143＝1月24日発行

#### (3) インターンシップの受け入れ

9月2日（月）から9月7日（土）に前橋国際大学3年生の学生2名をインターンシップ実習生として受け入れた。

#### (4) 会議等の開催

##### ① 定期総会 5月18日（土）午後2時

令和5年度事業・会計報告、役員改選、令和6年度事業計画・予算案について

##### ② MIA活動賞の授与 5月18日（土）

浅野 久美恵（在住外国人支援部会）

設楽 明伸（在住外国人支援部会）

##### ③ 理事・評議員会

第1回：4月16日（火）午前10時

- ・令和5年度事業・会計報告、役員改選、令和6年度事業計画・予算案について

第2回：11月11日（月）（書面報告）

- ・令和6年度上半期事業報告及び下半期事業計画について
- ・令和6年度上半期会計状況報告について

④ 三部会長会議

第1回：3月14日（金）

- ・協会理事評議員会提出議題について
- ・理事評議員会・総会の開催方法について
- ・MIA活動賞の推薦について
- ・MIA親善大使の更新について

## 在住外国人支援部会

### (1) 日本語活動

#### ① 日本語教室

期 間：Ⅰ 期（ 5月11日（土）～ 8月17日（土））

Ⅱ 期（ 9月11日（水）～12月21日（土））

Ⅲ 期（ 1月 9日（木）～ 3月22日（土））

教室数：7教室

講師人数：9講師（前橋市国際交流協会登録ボランティア）

開催回数：水曜日35回、木曜日35回、土曜日35回

教室内訳 水曜日夜＝日本語Ⅰ・日本語Ⅱ・日本語Ⅲ

木曜日夜＝日本語Ⅰ・Ⅱ

土曜日夜＝日本語Ⅰ・日本語Ⅱ・日本語Ⅲ

会 場：前橋市中央公民館（水曜日夜・土曜日夜）

前橋市総社公民館（木曜日夜）

受講料：無 料

定 員：1教室 15人

受講者：延べ 235人

日本語教室講師会の開催：4月26日（金）・12月20日（金）

#### ② 日本語少人数レッスン

期 間：5月15日（水）～3月19日（水）

毎週水曜日：受講者 延べ84人（年30回 前橋市中央公民館）

毎週土曜日：受講者 延べ78人（年30回 前橋市中央公民館）

○特別学習活動：母文化交流会、七夕飾りづくり、上毛かるた大会、習字体験  
まえばし出前講座「地震体験車」・「美術の楽しみ方」、

### (2) 外国人相談窓口事業

前橋市役所2階に外国人相談窓口を開設。相談内容は、外国人が抱える諸問題及び市役所各手続き窓口事務の通訳などで、各問題解決等の相談に協力しました。

なお、令和4年度からメールによる相談も開始した。

開設期間：4月1日（月）～3月31日（月）

開設日時：毎週月曜日＝午後1時～5時

毎週木曜日＝午前9時～午後1時

開設場所：前橋市役所2階外国人相談カウンター

対応言語：英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語

相談員：前橋市国際交流員、前橋市国際交流協会登録ボランティア会員等

相談人数： 570人

相談件数：1,443件

外国人相談窓口業務懇談会 1月20日（月）

・令和6年度（2024年度）業務状況報告

・令和7年度（2025年度）業務計画

【相談内容の項目及び相談件数の内訳】

区 分	件 数	区 分	件 数
税 金	1 9 4 件	在留資格	8 3 件
福 祉	1 0 7 件	教 育	3 7 件
市 民	2 2 1 件	翻訳・通訳	4 8 0 件
生 活	2 2 0 件	住 宅	3 8 件
労 働	3 1 件	その他	3 2 件

【相談人数・件数の推移】

区 分	相 談 人 数	相 談 件 数
令和元年度	4 0 5 人	6 0 1 件
令和2年度	5 6 9 人	8 7 7 件
令和3年度	5 5 8 人	1, 2 2 1 件
令和4年度	5 9 0 人	1, 5 4 6 件
令和5年度	6 0 0 人	1, 5 7 2 件
令和6年度	5 7 0 人	1, 4 4 3 件

(3) 多文化共生事業費補助

在住外国人と市民とが共に安心して暮らせる多文化共生社会を推進する事業に対し、その事業費の一部を補助するもの。

申請期間：4月1日（月）～2月28日（金）

申請者： 1件

・前橋カラオケワールドカップ実行委員会：令和6年6月9日（日）

(4) 部会の開催

第1回：9月2日（月）

- ・今年度の在住外国人支援部会事業及び協会事業の実施状況について
- ・今後の在住外国人支援部会事業について

第2回：2月17日（月）

- ・令和6年度在住外国人支援部会事業の実施報告
- ・令和7年度在住外国人支援部会事業の計画
- ・M I A活動賞（総会表彰者）推薦

## 友好親善部会

### (1) 外国語講座

講座数：①5か国語・11講座

内訳：英語初級1講座、初中級1講座、中級1講座、  
韓国語・中国語・スペイン語・イタリア語各初・中級8講座

②短期講座 ドイツ語講座初級

実施回数：①各講座年間30回 ②令和7年1月7日～3月11日 10回

会場：前橋市中央公民館 前橋市総合福祉会館

受講料：①初級・初中級・中級各15,000円(年間) ②5,000円(10回)

定員：①1講座 28人～30人 ②30人

受講者数：①298人 ②23人

その他：講座初日に事務局職員が受講にあたっての説明を行った。

上半期終了後、受講者を対象にアンケートを実施

外国語講座クラスリーダー意見交換会(8月26日)を開催

### (2) 姉妹・友好都市交流

アメリカ・バーミングハム市と市民ランナーの招聘や交換留学生の受入ができた。

① アメリカ・バーミングハム市

8月には市民ランナーを招聘し、あかぎ大沼・白樺マラソンに参加してもらった。

10月には交換留学生として来日した15人の高校生をホームステイで受入れた。

② アメリカ・メナーシャ市

高校生交流事業はできなかった。

③ イタリア・オルビエート市

チッタスロー関連事業は特に行わなかった。

### (3) ホストファミリー活動事業

① 留学生の協力家庭プログラム

今年度の受入はなかった。

### (4) 国際交流イベント「ハワイを楽しもう！」

12月1日に前橋市中央公民館ホールで開催し200人程の参加者にいろいろなハワイを楽しんでもらった。

### (5) 国際理解講座の開催

① 「チャット&ウオーク」 ～多文化共生事業～

期日：6月8日(土) 午前9時30分～12時30分

外国人と日本人がグループになり市内をおしゃべりしながら散策した。

参加者：57人

② アメリカ ～自然と共生する心～

期日：6月29日(土) 午後2時から

講師：小松 陽介さん

参加者：57人

③ マルタ共和国 ～地中海の宝石マルタ島～

期日：9月7日(土) 午後2時から

講師：木暮 あけみさん



- 参加者：47人
- ④ ハロウィーンのボードゲーム交流会  
期 日：10月19日（土）  
ボードゲームで遊びながら国際交流を楽しんだ。  
参加者：37人
- ⑤ イタリア ～イタリア音楽の進化史③～  
期 日：2月1日（土） 午後2時から  
講 師：ディクローチェ・ラウラさん  
参加者：31人
- ⑥ パナマ共和国 ～パナマってどんな国？～  
期 日：3月22日（土） 午後2時から  
講 師：佐々塚 麻里菜さん  
参加者：43人

**(6) 各国料理教室の開催**

① ベトナム料理

期 日：8月3日（土） 午前9時30分から  
講 師：ブイ・ヴァン・ファイさん  
参加者：23人

**(7) 国際交流活動団体への補助 申請：2件**

国際交流サッカー大会U-12 前橋市長杯実行委員会  
前橋ユネスコ協会

**(8) 前橋まつり（だんべえ踊り）**

10月13日（日）立川町通りで「国際交流チーム」として参加 19人

**(9) 部会の開催**

第1回：7月25日（木）

- ・令和6年度外国語講座について
- ・令和6年度友好親善部会事業について

第2回：11月13日（水）

- ・令和6年度友好親善部会事業について
- ・令和7年度外国語講座について

第3回：3月12日（水）

- ・令和6年度友好親善部会事業について
- ・令和7年度友好親善部会事業について
- ・令和7年度外国語講座について

## ボランティア活動

### (1) ボランティア登録状況

登録者：180人

### (2) 主なボランティア活動状況

活 動 内 容	件 数・人 数 等
通訳・翻訳・ガイド	48件 105人
日本語少人数レッスンボランティア	36人
ネットワーク通信作成・発送	3回 30人
ホームステイ受け入れ	1件 14家庭
留学生協力家庭提供	0件
各種イベント運営協力者(パーティー等)	27人
その他(講師等の紹介)	2件 12人

# 令和6年度会計決算報告

## 【収入の部】

(単位：円)

科目	6年度 予算額(A)	6年度 収入済額(B)	差額 (B)-(A)	内 訳
1 会費	1,775,000	1,804,000	29,000	個人会員 2,000円×496人(複数口あり) 1,022,000 法人会員 10,000円×45法人(複数口あり) 700,000 団体会員 5,000円×13団体(複数口あり) 80,000 過年度分会費 2,000円×1人 2,000
2 補助金	13,495,000	13,495,000	0	前橋市 13,195,000 前橋商工会議所 300,000
3 事業収入	7,954,000	8,422,900	468,900	前橋市受託料：外国人相談 3,188,000 前橋市受託料：日本語教室 984,000 前橋市受託料：スタートアップ事業 35,000 外国語講座受講料 4,205,500 講座等参加者負担金 10,400
4 雑収入	1,441,255	273,710	△ 1,167,545	ウクライナ避難民支援募金 264,132 預金利子・寄附 9,578
5 繰越金	2,345,745	2,345,745	0	令和5年度繰越金 2,345,745
合計	27,011,000	26,341,355	△ 669,645	

## 【支出の部】

(単位：円)

科目	6年度 予算額(A)	6年度 支出済額(B)	差額 (B)-(A)	内 訳
1 会議費	114,000	32,572	△ 81,428	総会 14,490 役員会・部会 18,082
2 協会運営費	15,379,000	16,766,312	1,387,312	人件費 14,646,350 保険料(ボランティア保険) 34,034 需用費(消耗品費・光熱水費等) 263,735 リーフレット印刷代 187,000 役務費(通信費等) 387,728 コピー機リース代 170,060 委託料 919,380 渉外費 29,220 備品購入費等 0 手数料(振込手数料等) 68,805 修繕費 0 旅費交通費 60,000
3 事業費	10,518,000	8,427,695	△ 2,090,305	外国語講座 2,959,439 外国人相談 3,225,539 日本語教室 1,035,418 スタートアップ事業 35,000 友好都市交流 421,168 ホームページ管理 58,839 国際交流イベント 102,365 国際理解講座 48,247 各国料理教室 12,318 国際交流活動団体補助 100,220 協会会報等発行 90,200 多文化共生事業補助 50,000 ウクライナ支援事業 264,132 その他各種事業 24,810
4 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000	
合計	27,011,000	25,226,579	△ 1,784,421	

収入済額 26,341,355 円

支出済額 25,226,579 円

差引額 1,114,776 円(次年度繰越金)

## 1 令和6年度前橋市国際交流協会事業運営費積立金状況

※事業運営費の積立金（現在は補助金交付を受けているため積立はしていません。）

(単位:円)

項 目	令和6年3月末	令和7年3月末	比較増減	備 考
事業運営費	1,366,016	1,366,023	7	利 息

\* 定期預金の内訳

①群馬銀行 803,805 円 (定期)

②東和銀行 562,218 円 (定期)

---

合計 1,366,023 円

# 会計監査報告

令和6年度前橋市国際交流協会の会計監査にあたり、関係諸帳簿並びに証拠書類を照合の上、監査したところ、正確に処理されており、適正と認められたので、ここに報告いたします。

令和7年 4月11日

前橋市国際交流協会

監事 十口 藤 真一

監事 藤田 貴宣

前橋市国際交流協会役員改選（令和7・8年度）

※○印は新任者です。無印は再任者です。

名誉会長	小川晶	前橋市長
会長	金子昌彦	前橋商工会議所会頭
副会長	矢端和之	前橋商工会議所常議員 エネルギー環境部会部会長
副会長	中島竹雄	協会理事・行政書士
○副会長	猪俣理恵	前橋市副市長
○理事	渡部孝子	群馬大学グローバルイニシアチブセンター長
○理事	中村建介	前橋工科大学学長
理事	大森昭生	共愛学園前橋国際大学学長
理事	菅原宏	前橋市スポーツ協会会長
理事	徳永詢	前橋市国際交流名誉アドバイザー（友好都市渉外代表）
理事	田子則修	前橋青春の会会長・前橋市国際交流名誉アドバイザー（姉妹都市渉外代表）
理事	植木良介	前橋中心商店街協同組合理事長
○理事	小須永光	前橋商工会議所青年部代表幹事
理事	川端利保	前橋青年会議所理事長
理事	田村正男	前橋観光コンベンション協会専務理事
理事	矢嶋照雄	前橋市国際交流協会総務部会長
理事	徳江正一	前橋市国際交流協会在住外国人支援部会長
○理事	田中力	前橋市国際交流協会友好親善部会長 前橋市国際交流協会事務局長
監事	稲田貴宣	前橋商工会議所専務理事
監事	加藤真一	公認会計士
○評議員	隅田川祐一	群馬銀行執行役員本店営業部長兼総社支店長
評議員	松本政治	東和銀行執行役員本店営業部長
評議員	茂木和拡	群馬経済研究所専務理事
評議員	布川敏恵	国際ソロプチミスト評議員
評議員	吉岡慧治	前橋5ライオンズクラブ代表
評議員	澁澤聖一	前橋市農業委員会会長
評議員	野口栄一	富士見地区代表
評議員	高山浩明	大胡地区代表
評議員	高深町穰	宮城地区代表
○評議員	小柏和也	群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長
○評議員	小片早苗	前橋市文化スポーツ観光部長
○評議員	真庭祐次	前橋市産業経済部長
○評議員	酒井暁彦	前橋市教育委員会事務局指導担当次長
顧問	高橋秀一	前前橋市国際交流協会会長
顧問	高石富	群馬大学学長
○顧問	富田公隆	前橋市議会議長
顧問	吉川真由美	前橋市教育委員会教育長
顧問	深井彰彦	群馬銀行取締役頭取
顧問	江原洋	東和銀行取締役頭取
顧問	関口雅弘	上毛新聞社代表取締役社長
顧問	中川伸一郎	群馬テレビ代表取締役社長

**1 基本方針**

前橋市国際交流協会は、平成元年の設立以来35年が経過しました。この間、国際社会は政治、経済などあらゆる分野でグローバル化が進展し、国内外の人の繋がりや交流がより活発となっています。

当協会は、設立以来「人と人との相互理解と友情を深めて国際親善を図り、前橋市民の国際的視野を広げ、諸外国都市の市民及び在住外国人との教育・文化・経済等の交流を盛んにし、世界の平和と繁栄に貢献する」ことを協会の目的として活動を展開してまいりました。

最近では、東南アジア圏を中心とする国々からの留学生・技能実習生等をはじめとする在住外国人が多くなっていることから、更なる国際交流の推進に対する取り組み、多文化共生社会の実現のための事業展開などが一層求められているところであり、当協会といたしましてもこれらの対応に努めてまいります。

こうしたことから、さらなる会員、ボランティア、各種団体、大学、企業、市民、行政等と連携を図り、市民の国際意識の高揚や外国人が安心・安全に暮らせるまちづくりなどを推進します。

**重点項目****(1) 在住外国人の安心な暮らしや日本語学習を支援**

多文化共生社会の実現のため、在住外国人誰もが安心して暮らせる生活を目指し、外国人相談窓口の開設、情報の発信及び日本語学習活動などを推進します。

また、「やさしい日本語」の普及に努め、外国人と日本人とのコミュニケーションを図ることでお互いの理解を深めていきます。

**(2) 市民の国際交流を推進**

世界の様々な文化や人々との相互の認識と理解を深めるために、国際交流イベント、国際理解講座、各国料理教室、外国語講座、多文化共生イベントなどを開催して、国際交流を推進します。

**(3) 多文化共生事業の支援**

前橋市で安心・安全に生活できるよう在住外国人と日本人の交流を図るため、前橋市と連携して多文化共生事業を支援してまいります。

**(4) 友好都市との交流事業の協力や推進**

友好都市をはじめ、さまざまな国や地域の人々と相互に理解し合い、交流を深めるため、海外と交流する諸団体への支援、前橋市の友好都市との交流事業への協力や推進を図ります。

**(5) 協会運営事業の充実**

協会事業や運営の更なる充実を図るとともに、最大の事業効果が生じるよう事業の推進に取り組みます。また、各部会の活動グループとの連携を図りながら事業の充実に努めます。

## 部会ごとの事業計画（継続事業）

### 1 総務部会

#### ① 部会の業務

会員の募集、会報などの発行物の作成及び総会・理事・評議員会・合同部会等の企画運営に関すること。

#### ② 事業の内容

- ・会員の拡大（個人・法人・団体）
- ・協会PR用リーフレットの活用
- ・総会、理事・評議員会、部会長会議の開催
- ・会報（年1回）、ネットワーク通信（年3回）の発行
- ・ホームページの管理・情報提供の更新・充実
- ・外国語による生活情報ガイドの発信
- ・協会の組織・運営等の検討
- ・ボランティアの募集、派遣、活動の推進
- ・市民、各種団体・学校、企業、行政等との連携
- ・ウクライナ避難民支援募金の実施（前橋市と共同で実施）

### 2 在住外国人支援部会

#### ① 部会の業務

前橋市及び前橋近隣の外国人住民を対象に、日本語活動、並びに学習支援に関する事業の企画や外国人相談、通訳、翻訳、案内等に関すること。

#### ② 事業の内容

- ・日本語教室（7教室）及び日本語少人数レッスンの開催
- ・日本語活動ボランティアの育成及び研修
- ・外国人による日本語関連イベント並びに交流会の開催
- ・外国人相談窓口（週2回）の開催（メールによる相談）
- ・日本語活動ボランティアの募集、派遣、活動の推進
- ・外国人と日本人の多文化共生を推進する事業への支援（やさしい日本語の推進）

### 3 友好親善部会

#### ① 部会の業務

市民の国際理解の啓発、普及のための講座並びに外国語講座の開催及び国際交流事業の計画実施やイベント等に係わる通訳、翻訳並びに家族ぐるみの友好親善を深める事業等に関すること。

#### ② 事業の内容

- ・外国語講座（英語、中国語、韓国語、スペイン語、イタリア語）の実施
- ・国際交流イベント、国際理解講座、各国料理教室、多文化共生イベントの開催
- ・ホストファミリーの提供（ホームステイ、留学生協力家庭等）
- ・姉妹都市アメリカ・バーミングハム市及び友好都市メナーシャ市、友好都市イタリア・オルビエート市との交流事業の協力や推進



- ・海外と交流する諸団体への支援
- ・各種国際交流関係の情報収集、提供
- ・ボランティアの募集、派遣、活動の推進

第5号議案

令和7年度会計予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

科目	7年度 予算額(A)	6年度 予算額(B)	比較増減額 (A)-(B)	内 訳
1 会費	1,775,000	1,775,000	0	個人会員 2,000円×500人 1,000,000 法人会員 10,000円×55法人（複数口あり） 700,000 団体会員 5,000円×15団体 75,000
2 補助金	14,673,000	13,495,000	1,178,000	前橋市 14,373,000 ・多文化共生関連事業 ・国際交流諸団体活動支援 ・事務局事務費（人件費等） 前橋商工会議所 300,000
3 事業収入	8,215,000	7,954,000	261,000	前橋市受託料：外国人相談 3,120,000 前橋市受託料：日本語教室 880,000 外国語講座受講料他 4,215,000
4 雑収入	272,224	1,441,255	△ 1,169,031	預金利子・寄附 22,224 ウクライナ募金受入 250,000
5 繰越金	1,114,776	2,345,745	△ 1,230,969	令和6年度繰越金 1,114,776
合計	26,050,000	27,011,000	△ 961,000	

【支出の部】

（単位：円）

科目	7年度 予算額(A)	6年度 予算額(B)	比較増減額 (A)-(B)	内 訳
1 会議費	43,000	114,000	△ 71,000	総会 25,000 役員会・部会 18,000
2 協会運営費	16,566,000	15,379,000	1,187,000	人件費 14,242,000 需用費（消耗品費・修繕費・光熱水費・印刷費） 359,000 役務費（通信費等） 561,000 保険料（ボランティア保険） 54,000 手数料（振込手数料等） 73,000 駐車券購入費 60,000 委託料（労務管理・経理管理・施設管理業務） 927,000 渉外費（各種団体会費等） 23,000 その他（備品購入費・リース代等） 267,000
3 事業費	8,991,000	10,518,000	△ 1,527,000	外国語講座 2,971,000 外国人相談 3,123,000 日本語教室活動関連 935,000 日本語文化祭 52,000 ホームページ管理 87,000 ボランティア活動 3,000 協会会報・ネットワーク通信発行 93,000 国際交流活動団体補助 100,000 ホストファミリー関連 29,000 姉妹・友好都市交流事業 880,000 国際理解講座 70,000 各国料理教室 32,000 国際交流イベント 143,000 多文化共生補助金等 223,000 ウクライナ募金（前橋市に寄附） 250,000
4 予備費	450,000	1,000,000	△ 550,000	
合計	26,050,000	27,011,000	△ 961,000	

## 1 令和7年度前橋市国際交流協会事業運営費積立金状況

※事業運営費の積立金（現在は補助金交付を受けているため積立はしていません。）

(単位:円)

項 目	令和7年3月末	令和8年3月末	比較増減	備 考
事業運営費	1,366,023	1,366,056	33	利 息

## 第6号議案「会則の改正（案）」

### 【改正前】

#### （会費）

第17条 会員は、毎年度1口以上の会費を納入する。

個人会員 1口 2,000円

団体会員 1口 5,000円

法人会員 1口 10,000円

2 年度途中で退会した場合、会費の返還はしない。

### 【改正後】

#### （会費）

第17条 会員は、毎年度1口以上の会費を納入する。

個人会員（A） 協会の発行物を郵送で受け取ることを希望しない会員 1口2,000円

個人会員（B） 協会の発行物を郵送で受け取ることを希望する会員 1口2,500円

団体会員 1口 5,000円

法人会員 1口 10,000円

2 年度途中で退会した場合、会費の返還はしない。

### 附 則

1 この会則は平成元年10月26日から適用する。

2 改正した会則第15条は平成14年4月1日から適用する。  
(平成14年5月14日改正)

3 改正した会則第16条は平成15年4月1日から適用する。  
(平成15年6月15日改正)

4 改正した会則第2条は平成21年4月1日から適用する。  
(平成21年5月30日改正)

5 改正した会則は平成27年4月1日から適用する。  
(平成27年5月23日改正)

6 改正した会則は令和5年4月1日から適用する。  
(令和5年5月20日改正)

7 改正した会則は令和8年4月1日から適用する。  
(令和7年5月17日改正)

## 【説明】

- 1 個人会員（A）1口 2,000円  
前橋市国際交流協会の発行物（会報、ネットワーク通信等）を郵送で受け取らないことを希望しない会員
  - ①LINE登録している会員
  - ②発行物を協会のウェブサイトで見たい会員
  - ③発行物を必要としない会員
  
- 2 個人会員（B）1口 2,500円  
前橋市国際交流協会の発行物（会報、ネットワーク通信等）を郵送で受け取らないことを希望する会員
  
- 3 改定理由  
昨今の郵送料値上げの影響を受けるなか、組織運営を維持するため

## 前橋市国際交流協会会則

### (名 称)

第1条 この会は、前橋市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協会は、前橋市民の国際的視野を広げ、諸外国都市の市民及び在住外国人との教育・文化・経済等の交流を盛んにし、相互の理解と友情を深めて国際親善をはかり、世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種国際親善相互交流事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 国際交流に関する情報収集、調査研究に関すること。
- (3) 国際交流関係諸団体との連絡に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業の推進に関すること。

### (会 員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 法人会員

### (入 会)

第5条 協会の会員になろうとする者は、別に定める所定の入会申込書により届け出るものとし、年会費の納入をもって会員とする。

2 申し込み時に「反社会的勢力」に該当する個人又は法人の入会は認めない。

### (退 会)

第6条 協会を退会しようとする会員は、原則として協会に申し出るものとする。

- 2 2年以上会費の納入がない場合は退会とみなし、会員名簿から除外する。
- 3 会長は、協会の会員が会員として不適当と認めたときは、担当部会にはかり、退会させることができる。

### (役 員)

第7条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 前項の役員は、総会で選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 事務局長は、理事の中から選任し、会長の命を受けて協会の日常の業務を掌理する。会長及び副会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、事業計画、予算及び執行案を協議する。
- 5 監事は、協会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合、または辞任した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(名誉会長)

第10条 協会に、名誉会長を置く。

- 2 名誉会長は前橋市長をもって充てる。

(顧問)

第11条 協会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ意見を述べることができる。

(総会)

第12条 総会は、協会の最高決議機関で、会長が招集し、その議長となる。

- 2 定期総会は年1回招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。
- 3 総会の決議すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 歳入歳出予算並びに決算に関すること。
  - (2) 事業報告並びに事業計画に関すること。
  - (3) 会則の改正に関すること。
  - (4) 理事会からの附議事項。
  - (5) その他会長が認めた事項。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって、会長に評決を委任し、出席に代えることができる。
- 5 総会は、会員現在数の過半数の出席をもって成立する。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の業務を処理する。

- (1) 総会の附議案件に関すること。
- (2) 会長の諮問案件に関すること。
- (3) 部会からの附議案件に関すること。
- (4) その他協会の重要事項に関すること。

2 理事会は、会長または理事の3分の1以上の請求があったとき、その日から14日以内に会長が招集し、その議長となる。

3 理事会には、前条の第4項から第6項までの規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第14条 協会に、評議員を置く。

2 評議員は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。

3 評議員は、評議員会を組織し、会長が附議した重要事項に対して意見を述べ、必要と認める事項については会長に助言する。

4 評議員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

5 評議員会の議長は、評議員会の互選とする。

6 評議員の任期は、第9条の規定を準用する。

(部 会)

第15条 協会の事業を円滑に推進するため、協会に部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営規定については、別途定める。

(経 費)

第16条 協会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第17条 会員は、毎年度1口以上の会費を納入する。

個人会員 1口 2,000円

団体会員 1口 5,000円

法人団体 1口 10,000円

2 年度途中で退会した場合、会費の返還はしない。

(事務局)

第18条 協会の事業を円滑に進め、事務を処理するため、事務局を前橋千代田町二丁目5番5号 シーズポート2階に置く。

2 事務局の職員は、会長が委嘱する。



(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第20条 前各条に定めるものを除くほか、協会の運営について必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 協会の設立初年度の事業計画および収支予算案は、設立発起人代表の定めるところによる。
- 2 協会の設立当初の役員及び顧問は、設立発起人代表の定めるところとして、その任期は、平成2年度定期総会開会日の日までとする。
- 3 協会の設立当初の会計年度は、設立された日から平成2年3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は平成元年10月26日から適用する。
- 2 改正した会則第15条は平成14年4月1日から適用する。(平成14年5月14日改正)
- 3 改正した会則第16条は平成15年4月1日から適用する。(平成15年6月15日改正)
- 4 改正した会則第2条は平成21年4月1日から適用する。(平成21年5月30日改正)
- 5 改正した会則は平成27年4月1日から適用する。(平成27年5月23日改正)
- 6 改正した会則第18条は令和5年4月1日から適用する。(令和5年5月20日改正)